

令和7年度市役所本庁舎仮囲いへの障害者アート掲出業務委託仕様書

1 事業目的

市役所本庁舎建替工事に伴う仮囲いに、障害のある方（以下「障害者」とする。）が制作したアート作品（以下「障害者アート作品」とする。）を掲出することで、障害者の芸術文化の振興及び障害理解を推進するとともに、作品使用料を支払うこと等により障害者の芸術活動による自立支援を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 市役所本庁舎仮囲いへの掲出用作品の制作（枠デザインを含む）

- ・ 障害者アート作品のテーマは「ダイバーシティ」とする。
- ・ 制作するデザイン案は下記2点とする。
 - （ア）障害者アート作品を使用した掲示用作品 1点
 - （イ）事業及び作家紹介用キャプション 1点
- ・ 障害者アート作品は、仙台市内在住または市内に通勤・通学・通所している障害者が制作した作品とすること。
- ・ 障害者アート作品は、既存作品の使用、新規制作を問わないが、テーマに対する障害者本人のイメージや解釈を表現したものとする。既存作品について、他媒体等で使用している場合は、企画提案書にその内容を明記すること。また、マグネットシートに印刷する際の拡大表示に耐えうるものとする。
- ・ 作品の枠及びキャプションは受注者において制作し、デザインの統一性を保つようにすること。ただし、障害者アート作品の妨げにならないよう配慮すること。
- ・ 作品には、右下の枠部分に作品名、作家名および制作年を記載すること。
- ・ キャプションには、作家の氏名や活動内容等の紹介（100字～200字程度）と、契約締結後に仙台市から提示する障害理解に関する文言（タイトル30字程度、本文200字程度）及び二次元コードを掲載すること。
- ・ 校正は2～3回程度（色校を含む）行う。校正原稿は電子データまたは紙にカラー印刷したものとする。

(2) 掲出用マグネットシート制作

- ・ 制作数 (1)の作品及びキャプションをフルカラーで印刷したマグネットシートを各1点、合計2点制作する。
- ・ サイズは下記のとおりとする。ただし、作品のマグネットシートは1作品につき縦長のシート3枚程度に分割して納品すること。
 - （ア）作品：縦 2.0m×幅 2.4m
 - （イ）キャプション：縦 1.0m×幅 0.7m

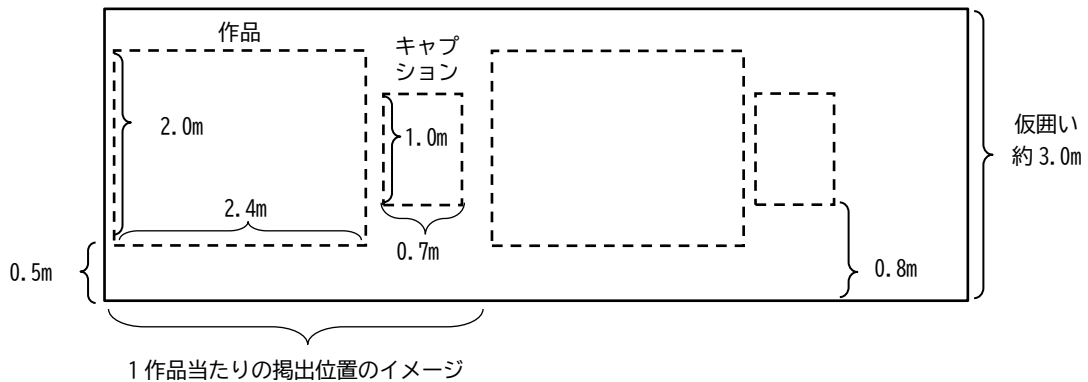
(留意事項)

- ・ マグネットシート及びキャプションは、仮囲いの掲出可能面積の状況により、発注者と協議のうえサイズの調整を行う場合がある。

- ・マグネットシートは屋外で数か月掲出することを想定し、日光・雨等による劣化に耐えうる（概ね1年間程度）素材またはインク、コーティングが施されたものを使用すること。

(3) 本庁舎仮囲いへの掲出

- ・(1) により制作したマグネットシートについて、仙台市の指定する場所へ掲出する。
- ・掲出作業は原則として2回実施する。
- ・1回目の掲出作業日は令和7年12月1日（月）とし、17時までに掲出すること。
- ・2回目の掲出作業日は令和8年3月31日（火）までの期間で発注者との協議の上定めた日とし、同仮囲い内での掲出位置移動のために実施する。
- ・掲出作業の日について、悪天候及び災害を理由として当日の掲出が困難な場合は、発注者と協議のうえ掲出日を変更できるものとする。
- ・マグネットシートの掲出は下記に示した位置を目安として行う。掲出の際は2作品の掲出位置の高さ等を揃えるよう留意すること。



※作品の下辺は、地上から50cm程度の位置（目安）とすること。

※各作品・キャプションの間には10cm程度の間隔をあけること。なお、作業当日の状況により掲出位置等を調整する場合がある。

(4) 作品制作者に対する著作権使用料の支払い

- ・仮囲いに掲出された障害者アート作品の作家に対し使用料を支払うために、金額交渉及び作家への著作権使用料の支払いを行う。（使用料は委託金額に含まれる。）
- ・使用料は「単価×掲載月数」で計算し、見積書及び完了報告時に明記すること。

5 業務内容補足

- (1) マグネットシートに使用する作品については、受注者の責任において、その作品が他者の著作権等を侵害するものでないこと及び生成AIの使用をしていないことを確認の上選定すること。
- (2) 成果品の提出は、マグネットシートその他、完成稿を電子データで提出すること。電子データのファイル形式は、PDFもしくはJPEGとする。また、電子データ提出の際にはエラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

6 成果品の帰属

- (1) マグネットシートに用いられた作品自体の著作権は、作品の制作者に帰属する。
- (2) マグネットシートとして制作された成果品及び成果品作成のための関係資料については、仙台市の所有とし、仙台市の承認を受けないで他に公表、貸与、使用許諾等をしてはならない。
- (3) 仙台市は、マグネットシートとなった成果品及びその画像及び写真について、仙台市ホームページへの掲載など、市の障害福祉に係る事業において使用することができる。その際は、拡大・縮小及び色の変更（モノクロ印刷等を想定）を可能とする。ここに記す用途以外で使用する場合は、受注者を通じて作品の制作者と協議の上決定する。

7 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、発注者と協議して決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守した上で行うこと。